

建築基準法第 77 条の 62 第 2 項の規定に基づく建築基準適合判定資格者の処分等の基準 新旧対照表

改定後	現行
<p data-bbox="300 304 965 384">建築基準法第 77 条の 62 第 2 項の規定に基づく 建築基準適合判定資格者の処分等の基準</p> <p data-bbox="481 448 1099 676">平成 18 年 5 月 9 日制定(国住指第 525 号) 平成 19 年 11 月 8 日改定(国住指第 2945 号) 平成 29 年 8 月 23 日改定(国住指第 1818 号) 令和元年 12 月 26 日改定(国住指第 3302 号) <u>令和 6 年 3 月 27 日改定(国住指第 454 号)</u></p> <p data-bbox="174 740 371 772">1～4 (略)</p> <p data-bbox="174 836 613 868">5 判定資格者の処分等の基準</p> <p data-bbox="203 884 416 916">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="203 932 741 1011">(4) 情状等による処分の加重又は軽減 (略)</p> <p data-bbox="232 1027 356 1059">イ (略)</p> <p data-bbox="232 1075 595 1107">ロ 処分を軽減できる場合</p> <p data-bbox="262 1123 385 1155">① (略)</p> <p data-bbox="262 1171 1099 1299">② 災害や確認検査員又は副確認検査員の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合</p> <p data-bbox="262 1315 452 1347">③～⑤ (略)</p>	<p data-bbox="1267 304 1933 384">建築基準法第 77 条の 62 第 2 項の規定に基づく 建築基準適合判定資格者の処分等の基準</p> <p data-bbox="1449 448 2067 628">平成 18 年 5 月 9 日制定(国住指第 525 号) 平成 19 年 11 月 8 日改定(国住指第 2945 号) 平成 29 年 8 月 23 日改定(国住指第 1818 号) 令和元年 12 月 26 日改定(国住指第 3302 号)</p> <p data-bbox="1135 740 1332 772">1～4 (略)</p> <p data-bbox="1135 836 1574 868">5 判定資格者の処分等の基準</p> <p data-bbox="1164 884 1377 916">(1)～(3) (略)</p> <p data-bbox="1164 932 1702 1011">(4) 情状等による処分の加重又は軽減 (略)</p> <p data-bbox="1193 1027 1317 1059">イ (略)</p> <p data-bbox="1193 1075 1556 1107">ロ 処分を軽減できる場合</p> <p data-bbox="1223 1123 1346 1155">① (略)</p> <p data-bbox="1223 1171 2060 1251">② 災害や確認検査員の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合</p> <p data-bbox="1223 1267 1413 1299">③～⑤ (略)</p>

改定後				現行																			
<p>6 処分等に伴う措置</p> <p>(1) <u>一級建築基準適合判定資格者登録証等の返納等</u></p> <p>① 登録の消除を行った場合には、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の13第2項の規定に基づき、登録を消除された判定資格者に<u>一級建築基準適合判定資格者登録証</u>（以下「<u>一級登録証</u>」という。）又は<u>二級建築基準適合判定資格者登録証</u>（以下「<u>二級登録証</u>」という。）を返納させる。</p> <p>② 業務禁止を行った場合には、規則第10条の15の規定に基づき、業務禁止を受けた判定資格者に対して、<u>一級登録証又は二級登録証</u>の提出を求め、処分期間満了までこれを領置することとする。ただし、業務禁止の期間が10日間である場合には、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1 この基準は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>(別表) (該当する関係条項のみ記載)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>処分手由</th> <th>処分 ランク</th> <th>標準的な 処分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				根拠	処分手由	処分 ランク	標準的な 処分内容					<p>6 処分等に伴う措置</p> <p>(1) <u>建築基準適合判定資格者登録証の返納等</u></p> <p>① 登録の消除を行った場合には、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の13第2項の規定に基づき、登録を消除された判定資格者に<u>建築基準適合判定資格者登録証</u>（以下「<u>登録証</u>」という。）を返納させる。</p> <p>② 業務禁止を行った場合には、規則第10条の15の規定に基づき、業務禁止を受けた判定資格者に対して、<u>登録証</u>の提出を求め、処分期間満了までこれを領置することとする。ただし、業務禁止の期間が10日間である場合には、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(別表) (該当する関係条項のみ記載)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>処分手由</th> <th>処分 ランク</th> <th>標準的な 処分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				根拠	処分手由	処分 ランク	標準的な 処分内容				
根拠	処分手由	処分 ランク	標準的な 処分内容																				
根拠	処分手由	処分 ランク	標準的な 処分内容																				

改定後					現行				
法第77条の62第2項第3号、第4号	確認検査業務規程等違反	3. 機関省令第26条第7号の「確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項」に違反した場合 (例) 確認検査員又は副確認検査員が、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した場合	B	業務禁止 6月	法第77条の62第2項第3号、第4号	確認検査業務規程等違反	3. 機関省令第26条第7号の「確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項」に違反した場合 (例) 確認検査員が、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した場合	B	業務禁止 6月
		4. 機関省令第26条第9号の「確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項」に違反した場合 (例) 確認検査員又は副確認検査員が建築物等及びその敷地に立ち入る場合に、その身分を示す証明書を携帯せず、又は提示しなかった場合	E	業務禁止 1月			4. 機関省令第26条第9号の「確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項」に違反した場合 (例) 確認検査員が建築物等及びその敷地に立ち入る場合に、その身分を示す証明書を携帯せず、又は提示しなかった場合	E	業務禁止 1月
法第77条の62第2項第5号	確認検査の業務に関し著しく不適当な行為	10. 6から9までに掲げる場合のほか、確認検査員又は副確認検査員に対する一般的信頼を著しく損なう行為を行った場合	B	業務禁止 6月	法第77条の62第2項第5号	確認検査の業務に関し著しく不適当な行為	10. 6から9までに掲げる場合のほか、確認検査員に対する一般的信頼を著しく損なう行為を行った場合	B	業務禁止 6月
		11. 6から10までに掲げる場合のほか、確認検査員又は副確認検査員として著しく不適当な行為を行った場合	C	業務禁止 3月			11. 6から10までに掲げる場合のほか、確認検査員として著しく不適当な行為を行った場合	C	業務禁止 3月

改定後	現行
建築基準適合判定資格者の処分等の基準について (補足) (略)	建築基準適合判定資格者の処分等の基準について (補足) (略)